

北杜市住民主体サービス 協力団体募集要項

第1章 募集の目的

北杜市（以下、市という。）では、住民主体による多様なサービスを創設しています。

住民主体サービスとは、住民ボランティア等が主体となり、高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、事業対象者や要支援認定者に対して、多様な日常生活の支援を提供するサービスです。住民相互の助け合いの活動から、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援するとともに、高齢者自身が支援の担い手として活動することで、地域の介護予防を促進することを目的としています。

この住民主体サービス（通所型サービス B, 訪問型サービス B, 訪問型サービス D）の実施にあたり、NPO や自治会、ボランティア等のご協力いただける団体を募集します。

第2章 事業概要

以下のサービスを提供する団体を市が募集します。また、住民主体サービスの充実を図るため、活動するボランティアの報償費等を補助します。

（1）通所型サービス B（定期的な通いの場）

○目的

家に閉じこもりがちな高齢者等が、住民主体の通いの場に通い、地域住民等との交流を持つことで、社会的孤立を防止し、生きがいがづくりや健康保持を図ります。また、要支援状態を軽減するとともに、要介護状態となることを防止し、地域における自立した日常生活を支援します。

○提供内容

地域で定期的（月4回以上、1回につき4時間以上）に実施する住民主体の通いの場において、以下の内容を提供します。

- ①運動
- ②創作活動
- ③趣味活動
- ④健康づくりに関する学習会
- ⑤調理
- ⑥レクリエーション

*提供内容は、団体が定めることができます。

（2）訪問型サービス B（軽度な生活援助）

○目的

住民相互の助け合いによる生活援助を提供することで、軽度な支援を必要とする高齢者の生活機能の維持又は向上を図るとともに、高齢者自身が支援の担い手として活動することで、地域の介護予防を促進します。

○提供内容

利用者宅において、1回が30分未満の生活援助を提供します。

【活動例】

- ①掃除 ②洗濯 ③調理
- ④ベッドメイク（利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等）
- ⑤衣類の整理・被服の補修 ⑥日常品の買物
- ⑦薬の受取 ⑧ゴミ出し ⑩電球交換 ⑪除雪

*提供内容は、団体が定めることができます。



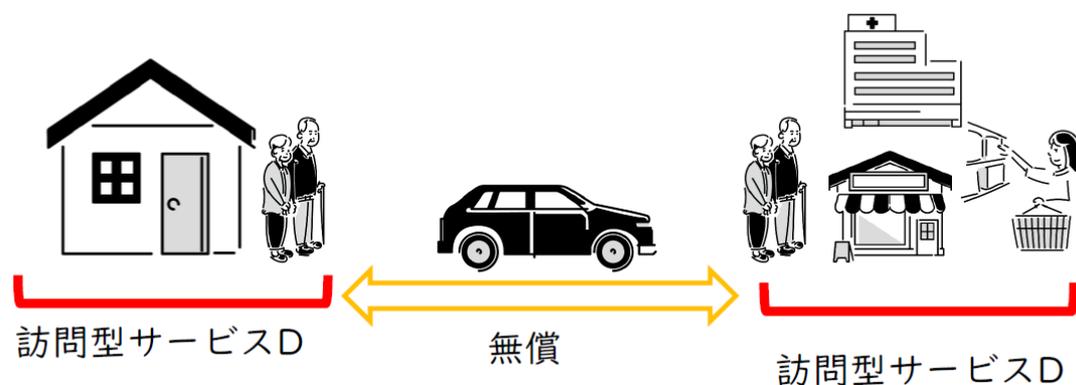
(3) 訪問型サービスD (移動支援)

○目的

家に閉じこもりがちな高齢者等の外出機会を確保するため、移動支援を提供することで、閉じこもりの予防や社会参加を促します。また、生活機能の維持又は向上を図ることで要介護状態となることを防止し、地域における自立した日常生活を支援します。

○提供内容。

①通院や日常品の買物等をする場合の送迎前後の付添支援



②以下の通所型サービス等への送迎 (行先の運営団体と別団体が実施)

- 1) 一般介護予防事業における住民主体の通いの場
- 2) 通所型サービスB事業の実施場所



* 提供内容は、団体が定めることができます。

第3章 応募要件

協力団体及び団体に所属する従事者の要件は、以下のとおりです。

(1) 団体の要件

実施主体は、地縁組織、ボランティア団体等の住民主体で組織された2名以上（通所型サービスBは3名以上）で構成される団体で、次の各号のいずれかに該当する団体とし、特定の宗教及び政治上の組織・団体又は営利を目的としないものとします。

- ①行政区、自治会及びその組織内の団体
- ②特定非営利活動法人
- ③ボランティア団体又は住民のボランティア活動を支援する団体

(2) 団体の遵守事項等

○代表者の配置

- ・従事者の中から、市や地域包括支援センター等関係機関との連絡調整を行う者として、代表者1名を置く。

○記録・保存

- ・サービス提供に関する記録、会計に関する記録、事故の状況及び処置に関する記録を整備し、年度ごとに5年間保存する。

○保険の加入

- ・従事者及び利用者が、安心、安全にサービス提供又は利用できるよう、その活動にかかる傷害保険等への加入を推奨する。

○秘密保持

- ・従事者又は従事者であったものが正当な理由なく当該事業で知り得た利用者又はその家族に関する情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。

○衛生及び健康管理

- ・従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のための措置を講ずること。

○事故発生時の対応

- ・利用者に対するサービスの提供において事故が発生した場合、次の対応をとること。
 - ア 利用者及び従事者等の安全を確保するため、必要な措置を講じること。
 - イ 利用者の家族や地域包括支援センター等に連絡し、その指示に従うこと。
 - ウ 事故の状況及び事故に関する措置について記録すること

- エ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。
- オ アからウに規定する措置を講じる旨及びその実施方法をあらかじめ定めること。

○関係機関との連携

- ・実施団体は、地域との結びつきを重視するとともに、市、地域包括支援センター及び生活支援コーディネーター等関係者と連携した運営を行うこと。

○従事者の資質向上

- ・従事者の資質向上のための研修受講の機会を設けること。
- ア 安全なサービス提供を行うことを目的とした研修の受講
- イ ボランティアの知識・技術等の維持向上を目的とした研修の受講

○活動廃止又は休止に関する際の事前の届出と利用者への配慮

- ・やむを得ない事情により、事業を廃止又は休止しようとする際は、事前に市へ連絡すること。また利用者への支援が継続的に提供されるよう、関係者と連絡調整を行うこと。

○法令の遵守

- ・道路交通法(昭和35年法律第105号)、道路運送法(昭和26年法律第183号)、平成30年3月30日国土交通省通達等の関連通知「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」その他関係法令を遵守しなければならない。

(3) 従事者の要件

①サービスの安全な提供

住民主体サービスにより移動支援(訪問型サービスD)を実施する場合は、以下の要件を満たす方とします。

- ・健康状態が良好かつ普通自動車運転免許を保有している方。
- ・使用車両は、サービスを安全に提供することができる車両であること。

第4章 補助金の交付等について

(1) 補助の内容

サービス提供に係る運営を支援するため、「北杜市住民主体型介護サービス事業運営費補助金交付要綱」に基づき、市が補助金を交付します。

【補助対象経費】

事業名	補助区分	補助対象経費
通所型サービス B	運営費	報償費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、保険料、使用料及賃借料
	サービス提供体制強化加算	要支援者等に対し、サービス提供を行った場合
	施設改修加算	施設改修 1 回につき 10 万円 2 回を限度
訪問型サービス B	地域包括支援センター等が作成したケアプランに基づくサービスを提供した場合の活動費	ボランティアへの報償費
訪問型サービス D	地域包括支援センター等が作成したケアプランに基づくサービスを提供した場合の活動費	ボランティアへの報償費
	送迎サービス補償加入加算	社会福祉法人全国社会福祉協議会の送迎サービス補償保険料

*ケアプランとは・・・要支援、要介護に認定された本人や家族の希望に添った介護サービスを適切に利用できるように、本人や家族の心身の状況や生活の環境などに配慮し、利用する介護サービスの種類や内容を定めた「介護サービスの利用計画」のことです。

【補助金額】

サービス内容	補助額（上限額）	
	基本額	加算額
通所型サービス B	216,000円	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">サービス提供体制強化加算</div> 事業対象者・要支援者等へのサービス提供 1人1回につき2,000円 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">施設改修加算</div> 施設改修1回につき10万

		円。ただし、同一の補助対象者につき2回を限度。
訪問型サービスB	利用者1人につき 500円/日 2,000円/月	
訪問型サービスD	利用者1人につき 500円/日 2,000円/月	社会福祉法人 全国社会福祉協議会の送迎サービス補償保険料20,000円上限

【補助の対象とならない経費の例】

- ①飲食等にかかる食糧費
- ②大規模修繕にかかる工事費
- ③自動車や不動産等の動産の取得
- ④他の補助制度により、既に補助を受けている経費

(2) 補助申請等の手続きの内容

①補助方法

補助金の交付は、補助金交付決定後、事業が完了しサービス提供の実績報告書が提出され、事業の完了を確認した後に交付します。ただし、概算払により補助金を交付することができます。

②補助金交付申請

次に掲げる書類を添えて市に提出してください。

- ア 補助金交付申請書
- イ 事業計画書
- ウ 収支予算書
- エ 従事者名簿
- オ その他市町が必要と認める書類

③補助金の交付

補助金交付請求書に必要事項を記入の上、市に提出してください。

④概算払いによる交付

概算払いによる交付を希望される場合は、補助金交付決定通知書を受けた日以降に「補助金交付（概算）請求書」を市に提出してください。

⑤補助金精算（実績報告）

事業完了日から30日を経過した日又は補助金交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに必要書類を提出してください。実際に事業に要した費用及び事業実績を確定し、補助額を精算します。

- ア 実績報告書
- イ 事業報告書
- ウ 収支決算書
- エ 支出を証する書類（通所型サービスB）
- オ その他市長が必要と認めるもの

第5章 その他

（1）サービス利用料

利用料は団体が独自に設定することができますが、住民ボランティア等の地域の支え合いによるサービスであることを踏まえた金額を設定してください。

（2）協力団体の公表

協力団体の概要や活動について、市のホームページやリーフレット等で公表します。